

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知の離職理由番号が以下で、失業給付を受ける方です。

- (1) 雇用保険の特定受給資格者の番号⇒11、12、21、22、31、32
- (2) 雇用保険の特定理由離職者の番号⇒23、33、34

※離職時点に65歳未満であった方が対象です

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の総所得金額等に含まれる給与所得をその 30/100 とみなして算定します。

※高額療養費等の算定にも、影響します。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

《軽減を受けるには申告が必要です》

対象となる方は、市役所保険年金課、八王子駅南口総合事務所及び市民部各事務所(斎場事務所を除く)へ特例対象被保険者等申告書を提出願います(郵送可)。

お問い合わせ(提出)先 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
八王子市 保険年金課資格課税担当
電話:042 (620) 7236 (直通)